平成１９年（再イ）第１５３６号

大阪市生野区中川西１丁目７番８号

再生債務者　新玉　　修

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年２月28日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成25年５月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再イ）第５８号

長崎市国分町５番４号

再生債務者　吉田　一久

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年10月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年５月21日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２０年（再イ）第２４４号

福岡県遠賀郡岡垣町東高陽１丁目４番６号

再生債務者　佐々木ひさ子

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成21年４月20日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年５月22日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１号

長崎県大村市中岳町1665番地

再生債務者　古田　雅彦

1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年６月11日まで

4　一般異議申述期間　平成25年６月25日から平成25年７月９日まで

長崎地方裁判所大村支部

平成２５年（再ロ）第１９号

大阪市鶴見区鶴見３丁目５番16―1003号

再生債務者　小林　益美

1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年６月18日まで

4　一般異議申述期間　平成25年６月21日から平成25年７月５日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第４号

横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目38番１―510号

再生債務者　櫛毛　邦夫

1　決定年月日時　平成25年５月22日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年６月19日まで

4　一般異議申述期間　平成25年７月３日から平成25年７月10日まで

横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第２号

京都市下京区朱雀宝蔵町69番地

再生債務者　牧浦　　一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月24日まで

平成25年５月22日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１７号

京都市中京区御幸町通三条上る丸屋町326番地　ルイシャトレ三条御幸町604号

再生債務者　月見　　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月22日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再ロ）第３号

大阪府四條畷市中野新町13番18―207号

再生債務者　吉田　秀雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第５号

徳島市北佐古町籔越１―８

再生債務者　倉田　珠美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年５月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年５月22日　　徳島地方裁判所民事部

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の債権管理回収事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十九日

掲載頁　一九七頁（号外第一四三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月二十日

掲載頁　一四二頁（号外第一五七号）

平成二十五年五月三十日

東京都港区西新橋一丁目一番一五号

（甲）ミネルヴァ債権回収株式会社

代表取締役　田中　克明

東京都港区西新橋一丁目一番一五号

（乙）平成債権回収株式会社

代表取締役　田中　克明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年五月三十日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目五番三一号

桜波合同会社

代表社員　阿部　錬平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年五月三十日

東京都千代田区神田神保町一丁目九番地

合名会社大雲堂書店

社員　大雲　健而

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年五月三十日

新潟県小千谷市栄町五番一八号

合資会社五十嵐材木店

代表社員　五十嵐秀章

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年五月三十日

北九州市八幡西区則松三丁目一四番五号

石田建設合同会社

代表社員　石田　和久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

また、減少する資本金の全部を資本準備金といたします。

効力発生日は平成二十五年七月三日であり、株主総会の決議は、平成二十五年五月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年五月二十日

掲載頁　五十四頁（号外第一〇三号）

平成二十五年五月三十日

栃木県さくら市喜連川七六番地

手塚光学株式会社

代表取締役　手塚　宗樹